

(法第28条関係)

令和4年度 事業報告書

令和4年4月1日から令和5年3月31日

特定非営利活動法人N E X T しらかわ

1 事業の成果

「みんなが繋がる居場所みらいはうす shirakawa 事業」(WAM 助成事業)

白河市中町57-1（旧穂積医院）において、生活困窮者及びひきこもり、子供食堂を通じた第三の居場所づくり・生活支援を行いました。55名の継続的な相談支援、141世帯への物資支援、349名の子ども食堂、居場所の利用がありました。コロナ禍で社会との接点が希薄化した支援者層に対し、関係機関との密接なつながりを維持する事業活動となりました。また、避難シェルター利用の青年に対し、県南保健福祉事務所・株式会社林間との連携により就業に導くことができました。

「みらい子ども食堂」

子どもの孤食、貧困問題の課題解決並びに、課題を抱える親子の居場所となる事を目的にみらい子ども食堂を実施しました。新型コロナウィルス感染症の影響もあり、会食での開催は難しい状況となつたため、白河市天神町コープ2階のスペースをお借りし、お弁当配布を実施しました。ふくしまこども食堂ネットワークからの食材支援、白河市子ども食堂応援補助金の活用等もあり、計12回、338名に配布できました。また、夏・秋・冬に季節のイベントを実施し、コミュニティ形成の土台となる活動もできました。

また、福島県南地域の子ども食堂活動普及に向けた取り組みも実施し、各所でパネル展の開催を行いました。

「子ども宅食事業」

大阪コミュニティ財団山口淑子基金を活用し、白河市内のひとり親25世帯に夏休み、冬休みを重点的に計11回、計550食を直接配布いたしました。交通事情や保護者の仕事の関係で子ども食堂に来ることが出来ず、支援の手が届かなかつたところまでカバーできました。中には夜間に母親が不在でひとりで過ごす小学生もおりました。食事の充実という栄養面の課題だけでなく、子供新聞を毎週木曜日に配布する等、子どもの学習支援においても一定の成果を残すことができました。

「フードパントリー事業」

福島県生活困窮者緊急支援、厚生労働省ひとり親家庭支援助成金を活用し、フードパントリーを実施しました。合計およそ800世帯に日用品と食材を配布いたしました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
④地域コミュニティ醸成事業	生活困窮者支援	4月1日～3月31日	みらいはうす	6人	404人 141世帯	7082
④地域コミュニティ醸成事業	みらい子ども食堂	4月1日～3月31日	コープ天神町店	4人	338人	1415
④地域コミュニティ醸成事業	子ども宅食事業	4月1日～3月31日	白河市内	4人	550人 (25世帯)	700
④地域コミュニティ醸成事業	フードパントリー事業	5月8日～3月20日	白河市内	10人	800世帯	2240

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし	実施なし